

工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として掲示するものであり、契約書第1条の設計図書ではありません。

従いまして、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、設計図書に特別な定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとします。

なお、本資料の有効期限は、この工事の入札日までとします。

施行番号	
工事番号	令和7年度 第7号
工事名	宿浦南張線除草業務委託

単価適用日	令和7年12月9日	
積算基準適用版	令和7年7月	
一般材料地区	Q00：伊勢 5	
適用単価地区	生コン	Q01：伊勢D
	石材	Q01：伊勢 5
諸 経 費 情 報	-----	I C T補正
		しない
共通仮設費	週休2日制の補正	月単位の週休2日 (R7.7基準)
	主たる工種	13：道路維持工事
	施工地域補正	補正無し (地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)
	対象支給品費	-
	無償貸与機械等評価額	-
現場環境改善費	計上の有無	しない
	市街地補正	-

諸 経 費 情 報	現場管理費	施工地域補正	補正無し (地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)
	緊急工事補正	しない	
	砂防・地滑り工事補正	しない	
	対象支給品費	-	
	無償貸与機械等評価額	-	
	一般管理費等	財団法人等の補正	しない
		前払金割合による補正	5 %以下
		契約保証に係る補正	補正無

(直接工事費計上分)

別添の「設計内訳書」、「1次単価表」等によります。

※「設計内訳書」、「1次単価表」等に記載している機械の機種など（仕様書に明示している機種を除く）は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

その他

(共通仮設費計上分)

※「設計内訳書」、「1次単価表」等に記載している機械の機種など（仕様書に明示している機種を除く）は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

1. 運搬費

運搬費の計上	あり・(なし)
--------	---------

2. 準備費

準備費の計上	あり・(なし)
--------	---------

3. 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費の計上	あり・(なし)

4. 安全費

安全費の計上	あり・(なし)

5. 役務費

役務費の計上	あり・(なし)

6. 技術管理費

技術管理費の計上	あり・(なし)

7. 営繕費

営繕費の計上	あり・(なし)

(諸経費全般)

1. 支給品費の取り扱い

支給品	あり・(なし)

2. 処分費の取り扱い

処分費の控除	あり・(なし)
その他確認事項等	あり・なし

3. スクラップ評価額の取り扱い

スクラップ評価額	あり・(なし)

令和 7 年度	第 7 号	工 事 仕 様 書						
工 事 名	宿 浦 南 張 線 除 草 業 務 委 託							
施 工 地 名	南伊勢町 宿浦 地内						調査 令和 年 月 日 技師 係 南伊勢町 建設課長 高岡 知一郎 印 設計 令和 年 月 日 設計 檢算	
工 种	道路維持工							
工 費	金	円也	工事価格 消費税相当額			円	円	
工 期	70日間		長	1,700m	巾			
工 事 の 大 要				起 工 の 理 由				
施工延長 L=1,700m 道路除草工 A=1,700m ² 路面清掃工 L=1,700m								

設計総括表

		工事名	宿浦南張線除草業務委託	当 初		事業区分	道路維持・修繕		
				工事区分	道路維持	工事区分	道路維持	道路維持	
工事区分・工種・種別			単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持			式	1					
道路清掃工			式	1					
路面清掃工			式	1					
除草工			式	1					
道路除草工			式	1					
直接工事費			式	1					
共通仮設			式	1					
共通仮設費(率計上)			式	1					
純工事費			式	1					
現場管理費			式	1					
工事原価			式	1					
一般管理費等			式	1					
工事価格			式	1					

設計總括表

設計内訳書

工事名	宿浦南張線除草業務委託	当 初	事業区分	道路維持・修繕		主たる工種	道路維持工事	
			工事区分	道路維持	施工地域		補正無し	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1					
道路清掃工		式	1					
路面清掃工		式	1					
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態 ;塵埃量普通	km	1.7					単-1号 週休有
除草工		式	1					
道路除草工		式	1					
道路除草(複合)	作業形態	m2	1,700					単-2号 週休有
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費(率計上)		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					

設計內訣書

工場管理費

1	間接労務費対象額 管理費区分 7		
2	間接労務費率		
3	間接労務費計上額		
4	工場管理費 工場純工事費		
5	非対象額計(-)		管理費区分 5 , 9
6	工場管理費対象額		
7	工場管理費率		
8	工場管理費計上額		

共通仮設費

1	主たる工種 単独(当該工事)	道路維持工事	
2	主たる工種 合算工事		
3	対象工事費		
4	直接工事費		
5	準備費(処分費)		
6	事業損失防止施設費		
7	対象工事費に含まれる処分費 単独(追加工事)		
8	現工事		
9	合算工事		
10	非対象額計(-)		
11	管理費区分1	橋梁、P C 枠、門扉、ポンプ等購入費	
12	管理費区分2, 7	工場原価	
13	管理費区分5	一般管理費等のみ対象額	
14	管理費区分9	間接費非対象額	
15	管理費区分T	全処分費のうち3%または3000万円を超える額	
16	対象額支給品(+)		
17	無償貸付機械評価額(+)		
18	共通仮設費対象額 単独(追加工事)		
19	現工事		
20	合算工事		
21	処分費等を除く共通仮設費対象額 単独(追加工事)	調整工事入力で使用	
22	現工事		
23	合算工事		
24	共通仮設費(率分) 率(補正前) 単独(追加工事)		
25	現工事		
26	合算工事		
27	施工地域等補正 単独(追加工事)	*補正係数を乗じる	
28	現工事		
29	共通仮設費(率分) 率(補正後)	週休2日制補正係数 1.01有り	
30	計上額 単独(追加工事)		
31	現工事		
32	合算工事		
33	調整工事計上額		

共通仮設費

34	現場環境改善費対象工事費		
35	直接工事費		
36	非対象額計(-)		
37	管理費区分1		橋梁、P C 枠、門扉、ポンプ等購入費
38	管理費区分2, 7		工場原価
39	管理費区分5		一般管理費等のみ対象額
40	管理費区分9		間接費非対象額
41	管理費区分T		
42	対象額支給品(+)		
43	無償貸付機械評価額(+)		
44	現場環境改善費対象額(P i) 単独(追加工事)		
45	現工事		
46	合算工事		
47	現場環境改善費 率(補正前) 単独(追加工事)		
48	現工事		
49	合算工事		
50	施工地域等補正 単独(追加工事)		
51	現工事		
52	現場環境改善費 率(補正後)		
53	計上額 単独(追加工事)		
54	現工事		
55	合算工事		
56	調整工事計上額		
57	共通仮設費(積上分)		
58	運搬費		
59	準備費・仮設費		
60	事業損失防止施設費		
61	安全費		
62	役務費		
63	技術管理費		
64	営繕費		
65	現場環境改善費		
66	共通仮設費計		

現場管理費

1	主たる工種	道路維持工事	
2	単独(追加工事)純工事費		
3	単独(追加工事) 直接工事費		
4	単独(追加工事) 共通仮設費		
5	非対象額計(-)		
6	管理費区分2, 7	工場原価	
7	管理費区分5	一般管理費等のみ対象額	
8	管理費区分9	間接費非対象額	
9	管理費区分T	全処分費のうち3%または3000万円を超える額	
10	対象額支給品(+)		
11	無償貸付機械評価額(+)		
12	現場管理費対象純工事費 単独(追加工事)		
13	現工事		
14	合算工事		
15	処分費等を除く 現場管理費対象純工事費	調整工事入力で使用	
16	現工事		
17	合算工事		
18	率(補正前) 単独(追加工事)		
19	現工事		
20	合算工事		
21	施工地域等補正 単独(追加工事)	*補正係数を乗じる	
22	現工事		
23	施工時期補正		
24	緊急工事補正		
25	真夏日補正		
26	砂防・地すべり補正 単独(追加工事)		
27	現工事		
28	率(補正後)	週休2日制補正係数 1.02有り	
29	計上額 単独(追加工事)		
30	現工事		
31	合算工事		
32	調整工事計上額		

一般管理費等

所属名 南伊勢町 建設課

工事番号

第 回変更

発注年月

契約区分

主工種

道路維持工事

1	工事原価		
2	純工事費		
3	現場管理費		
4	工期延長等に伴う現場維持費		
5	工場製作原価		
6	非対象額計(-)		
7	管理費区分9		支給品を除く間接費非対象額
8	管理費区分T		全処分費のうち3%または3000万円を超える額
9	一般管理費等対象工事原価 単独(追加工事)		
10	現工事		
11	合算工事		
12	処分費等を除く 一般管理費等対象工事原価		調整工事入力で使用
13	現工事		
14	合算工事		
15	率(補正前) 単独(追加工事)		
16	現工事		
17	合算工事		
18	前払金支出割合による補正係数 単独(追加工事)		
19	現工事		
20	財団法人等による補正係数 単独(追加工事)		
21	現工事		
22	契約保証に係る一般管理費等対象工事原価(当初設計)		
23	契約保証に係る補正值 単独(追加工事)		
24	一般管理費等 率(補正後)		
25	計上額 単独(追加工事)		
26	現工事		
27	合算工事		
28	調整工事計上額		

1次單価表

单-1号

単価適用年月日	令和 7年12月 9日
歩掛適用年月日	令和 7年12月 9日
一括-労務調整-週休	00.00% -1.0000 有

名 称	路面清掃(路肩部・人力)	km	數 量	1	單 價	
規 格	作業形態 ;塵埃量普通	單位				
摘要	金額	単價	数量	單位	規格 / 条件	名称
路面清掃 (路肩部・人力)	塵埃量 = 普通 :	km	1			CB432510 管理費区分 無 単-3号
計						
単価						

1次単価表

単-2号

単価適用年月日	令和 7年12月 9日
歩掛適用年月日	令和 7年12月 9日
一括・労務調整・週休	00.00% - 1.0000 有

名 称	規 格	単 位	m2	数 量	1	単 価	
道路除草(複合)							
作業形態							
名称	規格 / 条件	単位	数量	単価		金額	摘要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	飛び石防護の有無 = 有り : 運搬機械選定 = ダンプトラック(オロード・ディーゼル 2t積) : ダンプトラック運搬距離 = 6.5km以下 : 費用の内訳 = 全ての費用 : 【ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2 t 積級 】【タイヤ損耗費 2 ~ 3 t 積級 良好 供用日 】	m2	1				CB432160 管理費区分 無 単-4号
計							
単価							

参考資料（1）（施工パッケージ）

单-3号 CB432510

単価適用年月日 令和 7年12月 9日
歩掛適用年月日 令和 7年12月 9日
一括-労務調整-週休 00.00% -1.0000 有

名 称	路面清掃（路肩部・人力）			单 位	km	数 量	1	单 価				
規 格	普通											
名称		規格 / 条件		单位	構成比率	標準単価		単価		摘要		
標準単価												
労務構成比率				%								
普通作業員				%				R0102 管理費区分 無				
J01 塵埃量		普通										

参考資料(1) (施工パッケージ)

単-4号

CB432160

単価適用年月日	令和 7年12月 9日
歩掛適用年月日	令和 7年12月 9日
一括・労務調整・週休	00.00% - 1.0000 有

名 称	機械除草(肩掛け式)・集草・積込運搬	単 位	m 2	数 量	1	単 価
規 格	有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積) 6.5km以下 全ての費用					
名称	規格 / 条件	単位	構成比率	標準単価	単価	摘要
標準単価						
労務構成比率		%				
普通作業員		%				R0102 管理費区分 無
特殊作業員		%				R0101 管理費区分 無
土木一般世話役		%				R0125 管理費区分 無
運転手(一般)		%				R0115 管理費区分 無
材料構成比率		%				
軽油		%				Z006702002 管理費区分 無
機械構成比率		%				
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 【タイヤ損耗費】	2 t 積級 【2 ~ 3 t 積級 良好 供用日】	%				M000301001 管理費区分 無
草刈機 [肩掛け式]	カッタ径 255 mm	%				M002031005 管理費区分 無

参考資料（1）（施工パッケージ）

单-4号 CB432160

CB432160

単価適用年月日 令和 7年12月 9日
歩掛適用年月日 令和 7年12月 9日
一括-労務調整-週休 00.00% -1.0000 有

登録単価 / オプション単価 <データ無し>

個人用損料 <データ無し>

令和7年度 第7号

宿浦南張線除草業務委託

特記仕様書

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）)	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ 下水 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）)
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）)	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）)
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）)	<input type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工方法等 <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> その他（ ）)
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ 交通規制について ）	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人 ） (うち交通誘導員B（ 人 ）) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（積上）（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 交通規制については、監督員と協議の上、受注者の責において地元等と調整し、承諾を得てから実施すること。 ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 用地及び構造 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 安全施設 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり（ 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 残土処分地 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> 別添協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）) 運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <p style="text-align: center;">【注：他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと】</p> <input type="checkbox"/> 処分地での処理費（ <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 移設時期 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 壱 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 4

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ）、材料種類（ ）、施工範囲（ ） 削孔数量（ ）、注入量（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）、材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生A sコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名： ） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）、期間（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）、数量（ ）、保管場所（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）、数量（ ）、引渡場所（ ）、 時期（平成 年 月 日）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 請負者で運搬 <input type="checkbox"/> 請負者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 数量（ ）、運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> その他（施工前に既設舗装のクラック、たわみ等損傷状況をマーキングし、写真管理すること。）
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（最新版）を適用（部分改訂を行った内容も含む（最新改訂 ）） ただし、設計変更については、南伊勢町設計変更要領による。 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 5

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （　　）部）とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （　　）部）とする。 電子納品の取扱いは「三重県CALS電子納品運用マニュアル（案）」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物	<input type="checkbox"/>	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 県内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の□印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平成30年12月

第1編 土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間

- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
 - ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）
- また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）
- ※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。なお、積算基準（港湾関係編）を用いて積算する案件については、第3編港湾等工事編を適用する。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。
また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(工事成績評定における評価)

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日への振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③、別紙3の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

(交替制への変更)

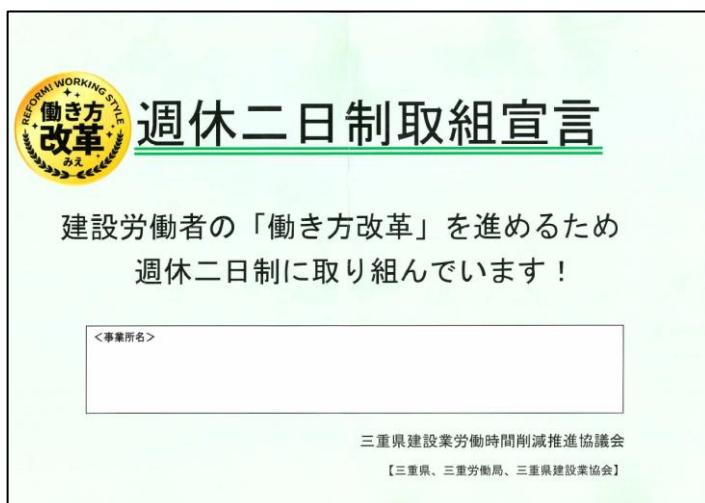
第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により 現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制試行要領 第1編 土木工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

(その他)

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」^{※4}が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡 (059-226-2106)

※4 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

- 附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

① 週単位の週休2日

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

② 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.01
- ・現場管理費率 : 1.02

③ 通期の週休2日

補正無し

④ 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付粧工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 02
砂基礎工	機械施工	1. 02	1. 02
碎石基礎工	人力施工	1. 02	1. 02
碎石基礎工	機械施工	1. 02	1. 02
組立マンホール設置工		1. 01	1. 01
小型マンホール工		1. 00	1. 00
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 00	1. 00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1. 01	1. 01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1. 02	1. 02
高視認性区画線工		1. 02	1. 02
橋梁塗装工		1. 01	1. 01
構造物とりこわし工	機械	1. 01	1. 01
	人力	1. 02	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 02
排水構造物工		1. 02	1. 02
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 01	1. 01
	高所作業車	1. 01	1. 01
表面含浸工	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 02	1. 02

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 02	1. 02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 02	1. 02
漏水対策材設置工	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 02	1. 02
防草シート設置工		1. 01	1. 01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1. 01	1. 01
	高所作業車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 02
バキュームプラスチック工		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 02	1. 02
機械式継手工		1. 02	1. 02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 01	1. 01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 02	1. 02
支承金属溶射工		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 02	1. 02
フレア溶接工		1. 02	1. 02
H型ボーラード設置工		1. 01	1. 01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 02	1. 02
	作業車	1. 02	1. 02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ↔		片付期間 (対象外)	

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
			↑ 振替え		□	現場閉所	第B週

第A週

●週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

■工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

●週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3

■工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。

（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・C月4日で対象期間が終わる場合

- ・C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月 (パターンD)						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16日の指示でD月 20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行っていれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8日 \Rightarrow 土日日数 7日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合 (E月、F月)

【同じ月への振り替え】

E月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

【他の月への振り替え】

F月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

・ F月の現場閉所日としてみなす

(E月の現場閉所日としない)

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

工事名		請負業者名	
工 期	～	現場代理人	
工事開始日	完成報告提出日		

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

判定

週休2日	・月単位の週休2日	<input type="checkbox"/>
	・遅延（対象期間全体）の週休2日	<input type="checkbox"/>
	・指定土日（成績加点）	<input type="checkbox"/>

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。
※港湾工事の遅延は成績評定のみ考慮。（港湾工事の補正係数に遅延の考え方は無い）

		日数	閉所率	4泊5日 判定	指定期間 成績 加点	備考
計画	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 計画期間、片や後片付期間、夏や夏休み期間、年や年末年始休み期間、 遅延工事期間。○←対象期間。●←閉所指定土日。○←閉所予定日
実績	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 工事事務等による不稼働期間、災や火災に対する災害的な対応期間、 休やその他、受注者の責によらない作業。●←閉所日
備考						※ 指定→延滞期間指定日、遅延→後立日の振替日、事前→事前遅延 開始→工事開始日、完成→完成報告書提出日

		日数	閉所率	4泊5日 判定	指定期間 成績 加点	備考
計画	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 計画期間、片や後片付期間、夏や夏休み期間、年や年末年始休み期間、 遅延工事期間。○←対象期間。●←閉所指定土日。○←閉所予定日
実績	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 工事事務等による不稼働期間、災や火災に対する災害的な対応期間、 休やその他、受注者の責によらない作業。●←閉所日
備考						※ 指定→延滞期間指定日、遅延→後立日の振替日、事前→事前遅延 開始→工事開始日、完成→完成報告書提出日

		日数	閉所率	4泊5日 判定	指定期間 成績 加点	備考
計画	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 計画期間、片や後片付期間、夏や夏休み期間、年や年末年始休み期間、 遅延工事期間。○←対象期間。●←閉所指定土日。○←閉所予定日
実績	対象日 閉所日	0	0.0%	対象外	△	※ 工事事務等による不稼働期間、災や火災に対する災害的な対応期間、 休やその他、受注者の責によらない作業。●←閉所日
備考						※ 指定→延滞期間指定日、遅延→後立日の振替日、事前→事前遅延 開始→工事開始日、完成→完成報告書提出日

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

対象	0週	達成	0週			
月	火	水	木	金	土	日

土日の振替日を入力 判定(経費補正) 判定(工事成績加点)
土曜 曜日 ○ ×

第1週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第2週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第3週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第4週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第5週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第6週								対象外 <input type="checkbox"/> ×
第7週								対象外 <input type="checkbox"/> ×

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があつた時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

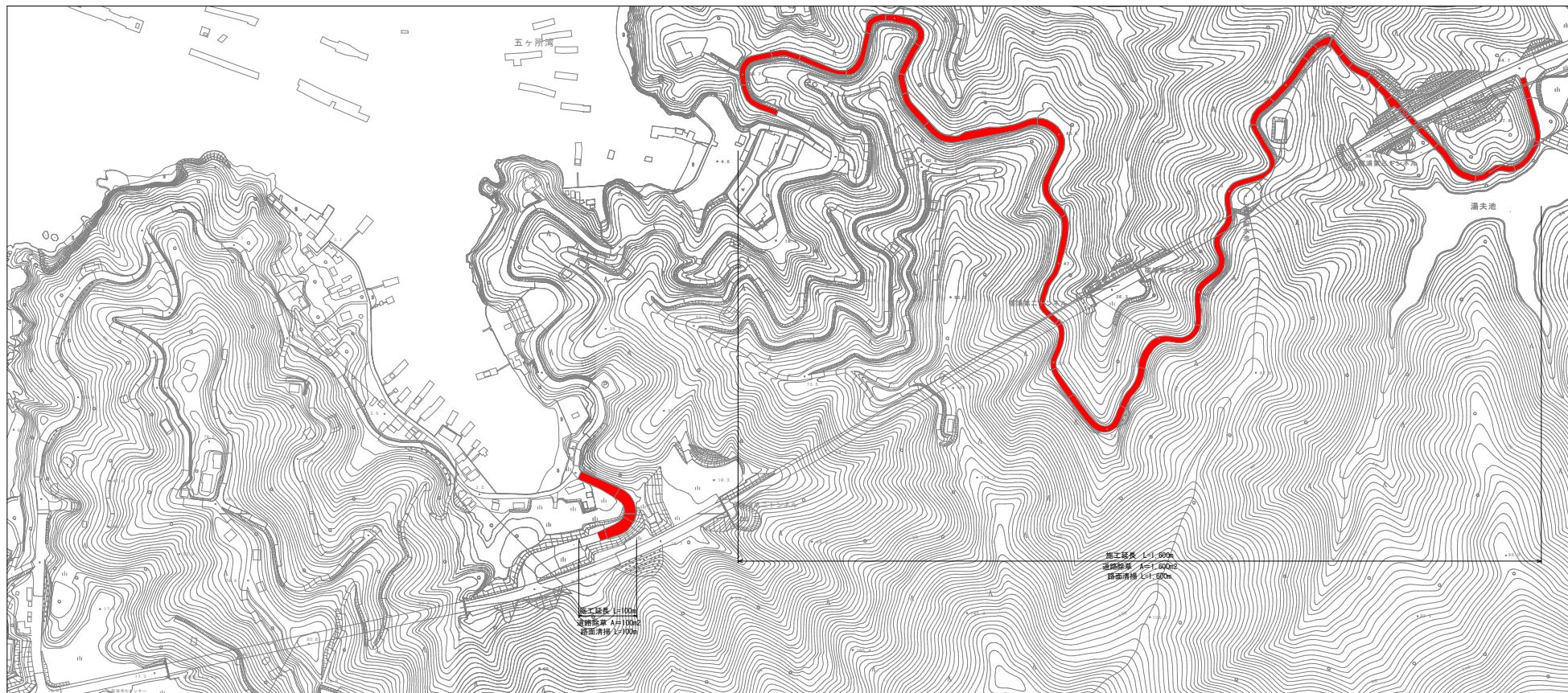
(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

平面圖

S=1:200



工事名	令和7年度 第7号 宿南張線除草業務委託		
図面名	平面図		
年月日			
縮尺	S=1:2000	図面番号	1/1
会社名			
事業者名	南伊勢町		